

日系アメリカ人事件の研究 (四)

藤 倉 皓一郎
釜 田 泰 介

カワト事件

Ex parte Kumezo Kawato, 317 US 69 (1942)

釜 田 泰 介 訳

ブラック判事が法廷意見を述べた。

本件原告（職務執行令状請求者）は日本において出生したのち一九〇五年より合衆国に居住している者である。一九四一年四月十五日、彼はカリフォルニア州南管区連邦地方裁判所に船舶ラリー号を相手方とする海事裁判の申立を提起した。原告の請求は、第一にラリー号上での船員ならびに漁夫としての勤務に対する賃金の支払い、第二に勤務に従事中重傷を負ったとの主張に基づき、扶養手当、治療手当の支払いを求めるものであつ

た。船舶側は出廷し答弁書を提出したがその答弁理由はここでは重要性がないので触れない。しかる後に一九四二年一月二十日、船舶側は訴訟の却下を申立てた。その理由は原告は日米両国間における現下の戦時状態によって敵性外国人となったが故に、「この戦時状態が継続する限り、合衆国のいかなる裁判所においても訴訟を遂行する権利を失った」というものであった。地方裁判所裁判官はこの申立を認めたので原告は第九巡回区控訴裁判所へ職務執行令状を請求した。その請求内容は地方裁判所に右判断を取消させて原告の訴訟審理を続行させるというものであった。しかしこの提訴の申立は認められなかった。その理由は述べられていない。我々は当裁判所に提訴する許可を与えた（316 US 650）。本件訴訟は答弁書、準備書面、口頭弁論

にもとづき提出された。

戦争存続を理由に訴訟を却下するという地方裁判所の命令は原告の敵性外国人としての地位という理由にのみ依拠していたものであったけれども、当法廷では地裁は別の理由、ことに訴状中の瑕疵を理由に訴訟を却下することも可能であったと主張された。しかしこれらの主張はここでは見当違いのことである。当該訴訟が被告の申立並びに地裁の命令中で述べられている理由により正に却下されたものでない限り、原告は地方裁判所に訴訟審理をさせ原告主張の可否に關し判断をもらう権利を有しているのである。これは最終判決にいたるまで順次展開される審理において欠かせない段階であり、そしてこの最終判決の誤りを正すために上訴がなされるのである。もしも地方裁判所の訴訟却下命令が誤っているとすれば、職務執行令状はそれにふさわしい救済である。(28 USCA § 377, McClellan v. Carland, 217 US 268, 279-282; Ex parte Metropolitan Water Co. 220 US 539, 546.)

原告に適用されている「敵性外国人」というのは目下のところ彼の地位についての法上の定義でしかない。なぜなら彼はこの国が戦争を行っている日本で生れたからである。何百万にも及ぶ人々が我が国へおもむかんとかりたてられたその目的とは異なる目的で原告がアメリカへやって来たということを示すよう

なものはこの訴訟記録中に何も存在していないしまた当法廷もそのようなことを考えることはできない。そしてアメリカ人々をかりたてたその目的とは、法を遵守するすべての者に平等なる保護を約束する正しい法により統治されている自由なる国において居住し仕事をする機会をみいだすことであつたのである。原告の訴訟は、合法なる仕事の対価としてアメリカ市民により原告に約束されたとされる賃金の支払いと、これらアメリカ市民のために就労中被災した損害を理由にその賠償の支払を得んとして我が国裁判所を通じて正にこれらの法の保護を求めんとしているものである。

原告はコモン・ロー並びに条約にもとづいて彼の訴訟を開始する権利をもっており、この権利は制定法により制限されないと主張している。条約にもとづく権利の可能性については（これは広範囲にわたって主張されたものではないが）考察する必要はないと当法廷は考へる。どの条約の適用が可能なのか明白でないしかつ、それは本件で必要とされている以上の注意を払わずには解釈されるべきではない。

英国コモン・ローが原告の訴訟を却下することを支持したであろう一時期が存在したことは確かであるがその時代はかなり以前のことである。英国の初期判例のいくつかは、友邦国民であれ敵国民であれ、その間に差別をもうけない集団概念にもと

づいてすべての外国人を裁判所から排除していた。このルールは漸次、友邦外国人にかんしてゆるめられてゆき、最後には、*Wells v. Williams* (1 Raym 282 (1698)) 事件において、裁判所は、古いルール中に存在すると考えられてきた利益がなんであれそれよりも貿易の必要性を優先させ、そして、女王の許可により英国に滞在する敵性外国人は裁判所に訴訟を提起できるといふ判断を下すにまでいたったのである。それ以来このルールは適用されつづけ英国に滞在している敵性外国人は訴訟の継続を許されてきているのである。とは言え敵国にいる者にはこれは認められてはこなかった。この近代的で人道になつた原則は本件原告のように当該外国人が拘禁されていた時でさえ適用されてきたのである。(参照、*Schaffenus v. Goldberg* (1916) 1KB 284)。

初期の英国コモン・ロー上のルールが英国において放棄されてからかなりの時間がたつが、アメリカにおいてはこれは初めから反対されていた。敵性外国人に対し厳しい政策をとること、その国家の源泉が外国からの移民の流れの中にあるような国にとっては明らかに不可能なことであつた。例えば一八一二年の戦争では英国生れの多くの者はアメリカに味方して戦つたのである。移民してきた者に対し厳しい態度をとることは、彼らの出生した国よりも彼らを選択した国をもっと愛することを

学んだ数百万という移民が平時においても戦時においても多大の貢献をするという、今日も当時も存在した国民周知の事実と相入れないものであつた。したがって一八一三年、ケント首席判事は *Clarke v. Morey* (10 Johns (NY) 69, 72.) 事件においてこれの法的型式を示したのである。そしてこれはその後、時折例外はみられるが従われてきたのである。その判決の核心をケント首席判事は次のような表現で述べている。すなわち、「合法的に居住しているということは保護と訴える資格と訴えられる資格とおのずから含んでいるのである。これとは逆の考え方は正義と人道に反すると同時に健全なる政策とも相入れないものである。」と。かくして裁判所は彼らの政策を一八一二年連邦議会が大統領に命じた政策と歩調を合わせたのである。一八一二年、連邦議会は大統領に対し外国人統制法を「公共の安全性と矛盾しない方法でかつ、人間性と国民的親切心との命ずるところに従つた方法」で執行することを命じたのである。(50 USCA § 22)。

外国人居住者の権利が自己のために廃棄されることを請求すること、私的訴訟当事者は事実上、政府の地位に立とうとしているのである。しかし個々の私人ではなく政府のみが忠誠なる外国人を含むすべての人々を不忠誠な外国人による危害の可能性から保護する権限を付与されているのである。当該外国人

は自己の仕事に対する給料、または、就労過程で被った損害に対する賠償を受けとってはならないということが公共の福祉の要請である場合には政府が判断を下すことができるのであって、これら私人に得をさすような機会を許すものではないのである。たとえ原告が非居住敵性外国人である場合でも彼の請求額をこれら私人当事者に対してよりもむしろ外国人財産管理官 (Alien Property Custodian) に譲渡する方がはるかに当を得たことである。このことがまさに *Birge-Forbes Co. v. Heye* (251 US 317) 事件でなされたことである。この事件において当法廷は、敵性外国人勝訴の判決を下してはならない唯一の場合には「その判決が敵国に助力、援助を与えることになる場合だけである」とのべた。居住敵性外国人による訴訟を禁止している古いルールは、我が国の戦争関係行為を妨害するか敵国に援助を与えるという目的を達成するために裁判所を使用することを防止するうえで必要な場合だけ効力をもっているのである。以上が今日におけるコモン・ロー上の妥当な原則と考えられるものである。

原告は敵国との通商に関する法により裁判所から排除されていると主張されている。特に根拠とされている条文は七条であり、それは「本法中のいかなるものも、本法十条に定められている場合を除いて（これは特許に関するものである）、戦争終

結まで敵国人又は敵国同盟者に合衆国内の裁判所でコモン・ロー上またはエキイティ上の訴訟を遂行することを認めたとのみなされてはならない」というものである。しかし右文言を分析してみるとこの条文が原告に適用されるものとは考えられていなかったことが明らかとなる。このことは立法過程を調べてみると二重に明らかとなるのである。第七条は「敵国人または敵国同盟者」だけを裁判所から排除しているのである。同法第二条は同法の適用をうける「敵性外国人」を敵国により領有又は占領されている領土内に居住している者と定義している。またその中には敵国政府またはその官吏を含めまた大統領が布告によってこの定義中に含めるという意思表示をした場合には敵国市民をその居住地のいかんを問わず含めるとしていた。大統領は同法の下で敵性外国人にかんする布告をなら出していないから同法は原告が訴訟を遂行することを禁止するものではないと考える。

この解釈は同法の文言から当然引き出されるものであるが、同法の一般的適用範囲とも完全に一致しているものである。というのは敵国との通商に関する法は、大統領の布告なしに居住外国人に影響を与えるものとは考えられていなかったからである。同法通過前においては裁判所は、戦時状態の続く間、アメリカ国民と非居住敵性外国人との間の通商取引は連邦議会並び

に大統領による特別の授權がない限り完全に禁止されていること並びにこのような取引でかわされる契約は無効であり執行されえないと一貫して判断してきた。このような厳格な障害は連邦議会の指示によってのみ緩和されうるのである。従って「戦時状態にある国家の国民間の商取引をすべて禁止している法規をゆるめ、そして慎重なる安全弁と制限をほどこしたうえで、ある種類の商取引の遂行を許す」という公然の目的をもって同法が通されたのであった。かくして連邦議会は同法を通過さすことにより、「今日存在している、敵国人取扱いに関するより開けた見解によって旧法がある程度緩和することが可能となる」ことをはっきりと認めたのである。

同法案の目的は非居住敵性外国人との一定の交渉を許すことであつたのであるから居住外国人にわが国裁判所での訴訟を許したからとてこの目的を妨げることにはならないのである。同法案提案者が下院議場でなした説明をみるとこのような解釈は決定的と思える。

大統領は敵国との通商に関する法の下で彼が有している居住外国人を裁判所から排除する権限を使用することを適当と考えなかつたのみならず彼の執行部はまさにそれとは反対の政策を採択したのである。外国人関係行政の第一次責任を負わされているのは法務長官であるが、同長官は現存の法律並びに布告は

本件原告をわが国裁判所から排除するものでないという解釈を示してきた。この立場は本件で原告側に立って出廷した政府証人によつても強調されているところである。

立法部、行政部がこのような政策を採択したことから引き出される帰結は、居住敵性外国人を排除するという行政上または立法上の行為がなされないかぎり、すべての裁判所において訴訟を遂行する権限を居住敵性外国人に明らかに与えているということである。もしこのような解釈が誤りであるとするなら、わが国法の下で居住敵性外国人に対し約束されている約束はもちろんのこと、個々人により彼らに対しなした契約上の約束も目前の幻影以外の何ものでもないものとなつてしまふであろう。合法的な職業から生ずる権利の執行を求めている、平和を愛好する遵法の外国人にわが国裁判所の門戸が閉じられたことはかつてないのである。よつてここに職務執行令状を出すものである。

ヤスイ対合衆国

Minoru Yasui v. United States of America,
320 US 115 (1943)

釜田泰介訳

ストーン首席判事が法廷意見を述べた。

本件は本日判決が下された第八七〇号のヒラバヤシ対合衆国事件 (320 US 81) と対をなす事件である。

本件は当法廷に法律問題を照会している第九巡回区控訴裁判所からの照会により当法廷にもたらされたものである。右裁判所は当該法にもつき本件の判決を下すうえでの指図をあいまいである。裁判所法二三九条 (§ 239 of the Judicial Code as amended, 28 USCA § 346, 8 FCA title 28, § 346) にもとづいて行動した結果、当法廷は本件があたかも上告によってここへもたらされたごとく、それと同じ方法で判決手続をとれるように全記録を当裁判所へまわすよう命令した。

上告人は日本人を祖先にもつアメリカ生れの人物であるが、一九四二年三月二十一日法 (56 Stat 173, c. 191, 18 USCA § 97a, 7 FCA title 18, § 97a) に定められている犯罪で連邦地方裁判所において有罪判決をうけた。起訴状によると上告人は、一九四二年三月二十四日にデウィット陸軍中將が発した布告第三 (7 Federal Register 2543) により、オレゴン州ポートランドに適用されることになった夜間外出禁止令を一九四二年三月二八日侵犯したとしてその責任を問われているものであった。夜間外出禁止令の効力についてはヒラバヤシ事件で考察された。そして本件はヒラバヤシ事件の訴因第二に基づく有罪判決と同じ争点を提起しているのである。証拠から上告人につい

て以下のことが明らかとなった。上告人は一九一六年、オレゴン州において外国籍をもつ両親から出生した。八歳の時、一夏を日本で過ごしたことがある。オレゴン州の公立学校で就学し、また約三年間、日本語学校で学んだことがある。後にオレゴン州立大学に学び、当大学より文学士と法学士の学位を得た。彼はオレゴン州弁護士会会員で、合衆国陸軍歩兵予備役少尉でもあった。彼はシカゴの日本領事館に勤務していたが一九四一年十二月八日付で辞職し、ただちに、軍当局へ軍務につく申出をした。彼は当該夜間外出禁止令の合憲性を争ってみることに当否につき、連邦捜査局の一関係者と話し合ったことがある。彼は夜間外出禁止令を犯した時、当命令の合憲性を争うことができるように自ら逮捕を申し出たのである。

連邦地方裁判所は一九四二年三月二十一日法はアメリカ市民に適用されるかぎり憲法違反であると判断したが、しかし上告人は彼のとった行動の故に、アメリカ市民権を放棄したものとみなされるべきであると判決したのである。(48 F. Supp. 40)。政府側はこのような理由にもとづいて有罪判決を支持しようとしているのではない。というのは上告人は公判で自分は市民権を放棄したことはないと言言していたのに対し政府側はこのような争点を提起していなかったからである。当法廷はヒラバヤシ事件におけるように当該夜間外出禁止令は市民に適用

されるときでも有効と判断するので、これからして上告人の市民権については政府側が提起している争点と無関係と考える。ゆえに当有罪判決はヒラバヤシ事件で述べられている理由によって確認されねばならないと判断するものである。

しかし、一年間の拘禁（最高の法定刑）判決は上告人はアメリカ市民でないという認定にもとづいて課されたものであること、並びに政府側は当時も今日も上告人の市民権については争わないと述べていることからして、本件はこれらの状況に照らして再判決されるべき事件と考える。(Husty v. United States, 282 US 694, 703. 参照)。有罪は確認されるが判決は取り消され事件を、上告人に対する再判決のため並びに上告人の合衆国市民権喪失にかんする裁判所の認定を取り消す機会を裁判所に与えるために地方裁判所へ差し戻すものである。以上判決する。